第四十四条を次のように改める。

（建設産業企画官）

第四十四条　建設産業課に、建設産業企画官一人を置く。

2　建設産業企画官は、命を受けて、建設産業課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

第六十条の見出し中「道路防災対策官」の次に「及び道路交通管理官それぞれ」を加え、同条第一項中「道路防災対策官」の次に「及び道路交通管理官それぞれ」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　道路交通管理官は、第五十二条第一号に掲げる事務で直轄で事業を行う高速自動車国道及び高速自動車国道に接続する一般国道の自動車専用道路（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項の規定に基づき同法第二条第四項に規定する会社が国土交通大臣の許可を受けた区間を除く。）の管理に関し、総合的な道路情報の収集、処理及び提供に関する事務をつかさどる。

第八十九条第一項中「百九十八人」を「百八十二人」に改める。

第九十一条第一項中「十七人」を「十八人」に改める。

第九十三条第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十四条第二項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2　札幌開発建設部においては、前項の規定にかかわらず、次長四人を置く。

第九十五条を次のように改める。

第九十五条　札幌開発建設部に、事業調整官一人を置く。

2　事業調整官は、部長を助け、開発建設部の事業の実施に関する重要事項について整理する。

第九十六条第二項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2　札幌開発建設部においては、前項の規定にかかわらず、調査官二人を置く。

第九十七条第一項中「（石狩川開発建設部を除く。）」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2　札幌開発建設部においては、前項の規定にかかわらず、技術管理官二人を置く。

第九十八条第一項中「七課並びに広報官及び工事品質管理官それぞれ」を「二課及び広報官」に改め、「経理課」、「契約課」、「技術管理課」、「用地課」及び「管理課」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の課並びに広報官及び工事品質管理官」を「前項の課及び広報官」に改め、「人事厚生調整官一人を」の下に「、札幌開発建設部に、工事品質管理官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ工事品質管理官一人を」を加え、「、札幌開発建設部、石狩川開発建設部」を「、札幌開発建設部に、工事検査官四人を」に、「、石狩川開発建設部及び」を「、札幌開発建設部及び」に改め、「特定治水事業対策官一人を」の下に「、札幌開発建設部に、ダム事業対策官一人を」を加え、同項の表を次のように改め、同項を同条第二項とする。

札幌開発建設部	職員課、経理企画課、経理業務課、契約企画課、契約業務課、技術企画課、技術審査課、用地企画課、河川用地課、道路・公園用地課、農業・空港用地課、公物管理企画課、公物管理業務課、防災課、河川計画課、河川工事課、河川管理課、道路調査課、道路建設課、道路維持課、農業計画課、農業整備課
函館開発建設部	経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、工務課、道路計画課、築港課、農業開発課
小樽開発建設部	経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、工務課、道路計画課、築港課、農業開発課
旭川開発建設部	経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、治水課、道路計画課、道路整備保全課、技術管理課、用地課、公物管理課、治水課、道路計画課、農業整備課
室蘭開発建設部	経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、治水課、道路計画課、道路整備保全課、築港課、農業開発課
釧路開発建設部	経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、治水課、道路計画課、道路整備保全課、築港課、農業開発課
帯広開発建設部	経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、工務課、治水課、道路計画課、農業計画課、農業整備課
網走開発建設部	経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、治水課、道路計画課、道路整備保全課、築港課、農業計画課、農業整備課
留萌開発建設部	経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、治水課、道路計画課、道路整備保全課、築港課、道路整備保全課、農業開発課
稚内開発建設部	経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、道路計画課、道路整備保全課、築港課、農業開発課

別表を次のように改める。

別表（第九十二条関係）

名称	位置	管轄区域
札幌開発建設部	札幌市	札幌市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、幌加内町、石狩振興局及び空知総合振興局管内並びに旭川開発建設部の管轄区域のうち、石狩川水系空知川の管理に関する区域
函館開発建設部	函館市	函館市、北斗市、渡島総合振興局及び檜山振興局管内
小樽開発建設部	小樽市	小樽市、後志総合振興局管内
旭川開発建設部	旭川市	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、上川総合振興局管内（幌加内町を除く。）
室蘭開発建設部	室蘭市	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、胆振総合振興局及び日高振興局管内
釧路開発建設部	釧路市	釧路市、根室市、釧路総合振興局及び根室振興局管内
帯広開発建設部	帯広市	帯広市、十勝総合振興局管内
網走開発建設部	網走市	北見市、網走市、紋別市、オホーツク総合振興局管内
留萌開発建設部	留萌市	留萌市、幌延町、留萌振興局管内
稚内開発建設部	稚内市	稚内市、宗谷総合振興局管内（幌延町を除く。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十七条第五項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十六条第二項の規定に基づき、地方運輸局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司